

脱炭素先行地域 石狩市中心核
マイクログリッド構築事業
公募型プロポーザル

募集要項

令和6年10月

石狩市

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	事業の概要	2
第 3	参加資格要件	6
第 4	募集及び選定の手続き等	9
第 5	審査及び選定に関する事項	12
第 6	その他の留意事項	13
別紙 1		15

第1 はじめに

石狩市（以下「市」という。）は、「脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業」（以下「本事業」という。）について、DB（Design-Build 設計・施工一括発注）方式およびPPA（Power Purchase Agreement 電力購入契約）方式により実施することとした。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、応募の方法等について規定しているものである。公募に参加しようとする応募者（以下「応募者」という。）は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提出書類を提出すること。

なお、市のホームページに公表する次の資料は本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・別冊1 要求水準書

市が事業者に要求する業務に係る具体的なサービス水準を示すもの。

- ・別冊2 優先交渉権者選定基準

応募者の選定方法や応募者から提出された提案書類を評価する基準を示すもの。

- ・別冊3 様式集

提出書類の作成に使用する様式を示すもの。

- ・別冊4 基本協定書（案）

市と事業者が締結する本事業に係る基本協定書の案を示すもの。

- ・別冊5 設計・施工一括請負契約書（案）

市と事業者のうち設計企業および建設企業が締結する本事業に係る設計・施工一括請負契約書の案を示すもの。

- ・別冊6 電力供給契約書（案）

市と事業者のうちPPA事業者が締結する本事業に係るPPA事業における電力供給契約書の案を示すもの。

- ・別添資料1 対象施設設計図集

構造計算書、竣工図（建設工事・電気設備工事）、改修工事図面（建設工事・電気設備工事）を含む。

※別添資料1について、閲覧希望者は本書「第6の6. 問い合わせおよび提出先」に問い合わせること（構造計算書については電子データで提供、その他の図面については閲覧に供する予定）。

第2 事業の概要

1. 事業名称

脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業

2. 本事業の目的

石狩市は、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて、地域脱炭素の先進的な取組を行う地域として国が選ぶ「脱炭素先行地域（第1回）」の公募において選定された。

その取組の一つとして公共施設群の脱炭素化を掲げており、公共施設群への再エネ導入、更には公共施設群間のマイクログリッド構築及び地域の再エネの活用による脱炭素化を目指している。

本事業は、市内5つの公共施設（石狩市役所、石狩市総合保健福祉センター（りんくる）、こども未来館あいぽーと、石狩市学校給食センター、石狩市民図書館）（以下「PPA対象施設」という。）を対象に太陽光発電設備や蓄電池を敷設し、電力供給を行うものである。なお、PPA対象施設のうち3つの公共施設（こども未来館あいぽーと、石狩市学校給食センター、石狩市民図書館）（以下「DB対象施設」という。）間にはマイクログリッドの構築及び当該施設の太陽光発電設備や蓄電池からの電力をマイクログリッド内にて許可不要の特定供給を行うとともに、残りの2施設（石狩市役所、石狩市総合保健福祉センター（りんくる））についてはそれぞれの施設において単独で自家消費を行うものとする。

事業実施にあたり、効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用できるDB方式とPPA方式を組み合わせ、事業を実施する事業者を募集する。



図 位置図（広域）

3. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、マイクログリッドの設計・施工を行うDB事業（設計業務および建設業務）とPPA対象施設屋上で太陽光発電および電力供給を行うPPA事業を組み合わせることで、効率的な整備および電力供給を図るものである。

DB対象施設で発電された電気は、自家発自家消費またはマイクログリッドを通じてDB対象施設へ供給する。

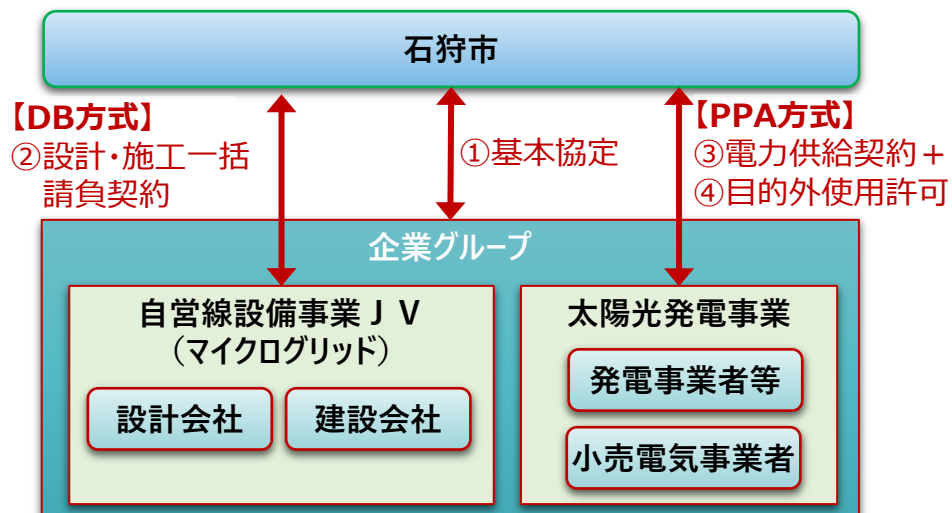
市は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に定める交付金を同要綱の定めるところにより交付する（交付対象経費2／3）。交付金額相当分は、供給を受けた市公共施設の電気料金から控除される。

(2) 契約の形態

市は、本事業に関連する業務を一括で請け負わせるために、優先交渉権者を決定し、事業者として、基本協定を締結する。

市は、基本協定に基づき、事業者のうち、DB事業を担う単体企業または特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「特定共同企業体」という。）と本事業に係る設計・施工一括請負契約を締結する。

市は、基本協定に基づき、事業者のうち、PPA事業を担う単体企業または複数企業のグループと電力供給契約を締結し、行政財産の目的外使用を許可する。



(3) 事業対象箇所

事業対象箇所は、以下に示すとおりである。



図 位置図（狭域）

(4) 事業期間

契約締結日（令和7年6月中旬予定）から令和29年3月31日

DB事業：契約締結日から令和9年3月31日

PPA事業：契約締結日から令和29年3月31日 ※

※行政財産の使用許可期間は、太陽光発電設備の発電事業期間並びに設置工事及び撤去工事に係る期間を併せた事業期間とし、最長22年間とする。なお、使用許可申請の手続については、1年度毎に行わなければならない。

※本事業におけるスケジュールの変更等の可能性について理解すること。

(5) 使用料

行政財産使用料については免除する。

(6) 事業者の業務範囲

事業者が実施する本事業の範囲は、次のとおりとする。

ア DB事業

下記設備の事前調査業務及び関連業務（自営線設備の設計・建設のために必要な敷地調査及び地質調査を含む。）、実施設計、建設業務

- ① 自営線敷設
- ② 一括受電施設設置
- ③ EMS

イ PPA事業

下記設備の設置・運転・維持管理業務（撤去含む）

- ① 太陽光パネル

- ② 蓄電池
- ③ パワーコンディショナー

※なお市は、事業者の設計業務、建設業務についてモニタリング及び工事監理を実施する。

(7) 価格

ア 設計業務および建設業務

市が算定した設計業務および建設業務の上限価格は、下記のとおりとする。

177,168,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

※上限価格を超過している場合には失格とする。

イ 電気料金単価

現在市が支払う電気料金の参考単価は以下のとおりである。

24.0円/kWh（消費税額及び地方消費税額含む）

※参考単価を超過している場合でも失格とはならないが、参考単価以下の提案を期待するものとする。

(8) リスク管理方針

リスク管理方針について詳細は、別紙1 リスク分担表を参照すること。これに定めがないものについては、協議により決定する。

(9) 保険

事業実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。

また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

また、P P A事業期間中において、市が適切と認める内容の使用者賠償責任保険、総合賠償責任保険及び火災保険等に参加して維持するものとし、合理的な範囲で市を追加被保険者とする。

4. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

(1) D B事業の請負代金

市は、事業者が実施するD B事業のサービス購入費については、市と事業者の間で締結する設計・施工一括請負契約で定めた額を支払う。なお、支払方法は設計・施工一括請負契約において定める。

(2) P P A事業により発電し、市から徴収する電気料金

市は、P P A対象施設において使用した電気料金を事業者へ支払う。

(3) P P A事業に関する交付金

市は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に定める交付金を同要綱の定めるところにより交付する（交付対象経費2／3）。

5. 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、建築基準法、地方自治法、電気事業法等の関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 参加資格要件

1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、設計業務を担う企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を担う企業（以下「建設企業」という。）及びP P A事業を担う企業（以下「P P A事業者」という。）により構成されるものとし、以下に示すいずれかの構成とする。

ア 単体企業

イ 設計企業、建設企業、P P A事業者によるグループ（以下「応募グループ」という。）

- (2) 応募グループで応募する場合、応募者の代表者を決めること。また、参加資格を満たす限り、1社が複数の役割を担うことを妨げない。

- (3) 応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）は本事業の実施に関して適切な役割を担うものとする。

- (4) 応募者のうち、設計企業、建設企業は、単体企業または特定共同企業体とする。

- (5) 特定共同企業体を組成する場合、以下を満たすこと。なお、その場合、第3の1（2）で規定する代表者は、特定共同企業体の代表者とする。

ア 構成する企業（以下「特定共同企業体構成員」という。）の出資比率を明らかにした特定共同企業体協定書（様式8）を参加表明書等提出時に提出すること。

イ 特定共同企業体は、2社又は3社の特定共同企業体構成員で構成すること。

ウ 特定共同企業体各構成員の出資の割合は、均等案分したときの出資割合の10分の6以上とすること。この場合において、なお、代表者の出資割合は、特定共同企業体構成員中最大とすること。

- (6) 応募者のうち、P P A事業者は、単体企業または複数企業のグループとする。

- (7) 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。

- (8) 応募者の構成員（参加表明書の提出以降、市がやむを得ない事情と認めて変更により脱退した構成員、並びに参加資格を失った場合等により応募者から脱退した構成員を含む。）は、他の応募者の構成員になることはできない。

2. 各業務を行う者の要件

応募者は、参加表明書類の提出時において、次の要件を満たすこと。なお、応募グループで応募する場合は、構成員で全て満たすこと。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること。）。

- (2) 建設企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業に係る特定

建設業の許可を受けていること。

- (3) 建設企業は、石狩市の令和５・６年度競争入札参加資格者登録名簿に工事種別「電気」で登録されていること。ただし、登録されていない者についても参加表明時に登録に必要な書類を提出し登録資格を満たしている場合には、本要件として認めるものとする。
- (4) 建設企業は、次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を専任で配置すること。
 - ア 建設企業に属し、提出書類提出日から起算して過去３か月以上の雇用関係にある者
 - イ １級電気工事施工管理技士に合格した者または技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択部門は問わない）又は総合技術監理部門（選択部門を「電気電子」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有する者
 - ウ 監理技術者資格者証（電気工事）および監理技術者講習修了履歴を有する者
- (5) ＰＰＡ事業者は、次の要件を構成員で全て満たすこと。
 - ア 次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置すること。
 - ① ＰＰＡ事業者に属し、参加表明書類提出日から起算して過去３か月以上の雇用関係にある者
 - ② 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置すること。
 - ① ＰＰＡ事業者に属し、参加表明書類提出日から起算して過去３か月以上の雇用関係にある者
 - ② 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (6) マイクログリッドの設計・施工またはＰＰＡ事業の契約実績があること。

３．応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４に該当する者
- (2) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成８年３月要領第２号）の規定による指名停止等の措置期間中である者
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く）
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産の申立てがなされている者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に基づく暴力団または、暴力団員の統制下にある者
- (7) 役員等（法人等の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をい

- う。)の代表者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有している者
- (8) 石狩市の市議会議員が役員等となっている法人(市の公共施設等運営権の業務、市の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限る。)に該当する者
- (9) 石狩市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)又は委員が役員等となっている法人(主として市の公共施設等運営権者の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限り、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当する者
- (10) 上記(5)~(9)に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用している者
- (11) 法人税、消費税、地方消費税、法人市民税、固定資産税を滞納している者
- (12) 代表者が同じ法人が、他の応募者の構成員となっている者。
- (13) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及びこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

第4 募集及び選定の手続き等

1. スケジュール

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

募集及び選定等のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

表 スケジュール（予定）

日程	項目
令和6年10月17日（木）	募集要項等の公表
令和6年10月21日（月）午前9時～ 10月31日（木）午後5時必着分まで	募集要項等に関する質問の受付
令和6年10月21日（月） ～12月27日（金）	現地確認 ※日程は市と個別に調整を行う。
令和6年11月25日（月）まで	募集要項等に関する質問回答の公表
令和6年11月28日（木）午前9時～ 11月29日（金）午後5時必着分まで	参加表明書の受付
令和6年12月18日（水）まで	参加資格審査結果通知送付
令和7年1月15日（水）午前9時～ 1月16日（木）午後5時必着分まで	提案書類の受付
令和7年2月17日（月） ～18日（火）	プレゼンテーション
令和7年2月下旬	優先交渉権者の決定
令和7年3月	基本協定の締結

2. 具体的な手続き

(1) 現地確認

現地確認を希望する場合は、10月21日（月）～12月27日（金）の期間のみ可能とする。希望する場合は、第6の6「問い合わせおよび提出先」へ問い合わせること。

また、現地確認では質問を受け付けないため、質問がある場合は第4の2（2）に沿って質問書を提出すること。

(2) 募集要項等に関する質問の受付および回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

提出先	第6の6「問い合わせおよび提出先」
提出期間	令和6年10月21日（月）午前9時から 令和6年10月31日（木）午後5時必着分まで
提出方法	- 別冊3「様式集」の「質問書」に記載の上、電子メールに添付して提出すること。 - 電子メール送信後に問い合わせおよび提出先に対して電話にて送達確認を行うこと。

回答予定日	令和6年11月25日（月）まで
回答方法	市ホームページ
備 考	・期限まで余裕を持って提出すること。 ・本市は、書類受付時に書類不備の有無等の確認は行わない。提出者の責任において、提出書類の欠落・落丁等のチェックを行うこと。 ・回答後の再質問には回答しない。 ・回答の内容は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書類の受付

参加表明書類を次のとおり受け付ける。

提出先	第6の6「問合わせおよび提出先」
提出期間	令和6年11月28日（木）午前9時から 令和6年11月29日（金）午後5時必着分まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のどちらかの方法に限る。
提出書類	・様式集「第1 提出書類一覧」の＜参加表明書等＞を参照 ※別冊3様式集を用いて作成すること
参加資格審査結果の通知	令和6年12月18日（水）までの間に書面により応募者へ個別に通知（郵送）。ただし、応募グループでの応募の場合は代表企業に通知する。
提案書作成要領	・順に各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左綴じで簡易な製本（2穴ファイル綴等）により提出すること。 ・各様式に定める提案枚数等に従い、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。 ・様式に指定のない限り、附属資料の添付は認めない。また、指定のある場合においても、附属資料については必要最小限とすること。
備 考	・期限まで余裕を持って提出すること。 ・市は、書類受付時に書類不備の有無等の確認は行わない。提出者の責任において、提出書類の欠落・落丁等のチェックを行うこと。 ・提案書類の内容に関し必要に応じて市が確認する場合がある。確認依頼を受けた場合には、市が示す期限内に回答するよう協力すること。

(4) 提案書類の受付

提案書類を次のとおり受け付ける。

提出先	第6の6「問合わせおよび提出先」
提出期間	令和7年1月15日（水）午前9時から 令和7年1月16日（木）午後5時必着分まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のどちらかの方法に限る。
提出書類	・様式集「第1 提出書類一覧」の＜提案書類＞を参照 ※別冊3様式集を用いて作成すること
備考	・期限まで余裕を持って提出すること。 ・市は、書類受付時に書類不備の有無等の確認は行わない。提出者の責任において、提出書類の欠落・落丁等のチェックを行うこと。 ・提案書類の内容に関し必要に応じて市が確認する場合がある。確認依頼を受けた場合には、市が示す期限内に回答するよう協力すること。

(5) 応募の辞退

参加資格審査結果通知受領後に、応募者が応募を辞退する場合は、次のとおり受け付ける。

提出先	第6の6「問合わせおよび提出先」
提出期間	令和6年12月19日（木）午前9時から 令和7年1月16日（木）午後5時必着分まで ※持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
提出方法	・別冊3「様式集」の「応募辞退届」に記載の上、持参又は郵送にて提出すること。 ※郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のどちらかの方法に限る。

(6) プレゼンテーションの実施

提案書類を提出した企業について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
なお、詳細については、別途提案書類を提出した応募者の代表者に通知する。

第5 審査及び選定に関する事項

1. 審査及び選定方法

事業者の選定にあたっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。

なお、応募者が1者の場合においても有効とする。

2. 審査委員会の設置

市の職員等により構成される脱炭素先行地域事業石狩市中心核マイクログリッド構築事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提出される提案書を評価し、優先交渉権者を選定する。なお、審査委員会は、非公開とする。

3. 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

市は、応募者が参加表明時に提出する参加表明書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案書類及びプレゼンテーション審査

市は、選定基準に従って、提案書類及びプレゼンテーション審査を行い、優先交渉権者を決定する。

ア 提案内容の基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

イ 提案内容の加点審査

市は、提案書類に記載された内容及び企画提案について実施するプレゼンテーションについて、優先交渉権者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、評価値の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、提案評価点の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(3) 審査事項

審査事項は優先交渉権者選定基準に示すとおりとする。

(4) 審査結果

審査結果は、市のホームページにおいて公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

ア 優先交渉権者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

イ 評価順位及び点数

ウ 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、石狩市情報公開条例第8条第2号の規定に基づき開示しないものとする。

第6 その他の留意事項

1. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 契約保証金

契約保証金については免除する。

3. 応募の無効等

- (1) 応募者として必要な資格の無い者の行った応募は無効とする。
- (2) 応募者が明瞭でないもの又は提案価格の判読できないものは無効とする。
- (3) 応募者の記名押印のないもの又は住所の記載のないものは無効とする。
- (4) 参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間に、応募者（応募グループでの応募の場合は代表企業）が、第3に示した参加資格要件を欠くこととなった場合は、失格とする。また、優先交渉権者決定後、契約締結日までの間に、応募者が、第3に示した参加資格要件を欠くこととなった場合は、契約を締結しない場合がある。
- (5) 審査委員等の関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

4. 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

5. その他の事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 参加資格審査申請書類及び提案書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加資格審査申請書類及び提案書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は市には帰属しないが、公表、展示その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用するすることができるものとする。
- (6) 設計・施工一括請負契約の締結は議決案件であることから、契約は議決の同意議決を得るまでの間、仮契約となる。手続等については優先交渉権者に市から別途指示する。

6. 問い合わせおよび提出先

本公募における問い合わせおよび提出先は次のとおりとする。

なお、メールでの問合せ及び提出書類の提出を行う際は、メールの件名を【脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業】と明記すること。

石狩市環境市民部環境課

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30-2

TEL: 0133-72-3698

FAX: 0133-75-2275

メールアドレス: k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp

表 リスク分担表

以下は参考であり、具体的なリスク分担は基本協定書（案）・設計・施工一括契約書（案）・電力供給契約書（案）を参照のこと。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項等リスク	募集要項等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類リスク	提案書類の誤りにより目的が達成されない場合		○
	契約リスク	議会による不承認等	△※1	△※1
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令・条例等の変更	○	
	第三者賠償リスク	調査・工事・設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散・地盤沈下等によるもの		○
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動	○	
		工事・維持管理に関わる住民反対運動		○
	事故の発生リスク	設計・建設・維持管理段階での事故の発生		○
	環境保全リスク	設計・建設・維持管理する上での環境の破壊		○
	事業の中止・延期に関するリスク	市の指示	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻		○
	許認可リスク	市の責による許認可取得の遅延に関するもの	○	
		上記以外の責による許認可取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	市の責により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
		上記以外の責により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
計画・設計	瑕疵リスク	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	物価変動リスク	事業期間中の物価変動によるもの	△※2	△※2
	不可抗力リスク	通常、予見できない範囲の天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	△※3	△※3
計画・設計	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備、変更	○	
		事業者の指示・判断の不備		○
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関すること（金利を含む）		○
建設	工事遅延・未完工リスク	市の提示条件、指示の変更・不備による工事遅延・未完工・電力供給（運転）開始の遅延	○	
		事業者の提案内容、設計業務及び建設業務の不備・変更による工事遅延・未完工・電力供給（運転）開始の遅延		○
	工事費増大リスク	市の提示条件、指示の変更・不備による工事費の増大	○	
		事業者の提案内容、設計業務及び建設業務の不備・変更による工事費の増大		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○

	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
支払い 関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連 (P P A事業を 対象)	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良（日照不足・降雪）による発電量の減少		○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
	電力供給リスク	市の責による電力供給の停止・発電量の減少	○	
		上記以外の責による電力供給の停止・発電量の減少（不可抗力や天候不良を除く）		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○
		要求水準不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○

○：主分担 △：従分担

※1：既に支出した費用を市、事業者がそれぞれ負担する。

※2：一定の範囲について事業者が負担する。（具体的には、建設工事請負契約・電力供給契約を参照のこと。）

※3：マイクログリッド構築事業においては、一定の範囲について事業者が負担する。（具体的には、建設工事請負契約を参照のこと。）太陽光発電事業においては、発電施設の損害は事業者が負担する。